

新潟労働局発表
平成 28 年 12 月 26 日

新潟労働局職業安定課
課長 平田 保
課長補佐 星野 浩
TEL: 025-288-3507
TEL: 025-288-3540(夜間)

糸魚川市の大規模火災による災害救助法の適用に伴う 相談窓口の設置等について

糸魚川市における大規模火災により、平成 28 年 12 月 22 日に災害救助法が適用されました。新潟労働局（局長 梅澤眞一）では、被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、相談窓口の設置等を行います。

記

- 1 雇用保険受給者の失業の認定日の取扱いについて
- 2 雇用保険失業給付の特例措置について

（1 及び 2 については、別紙をご覧ください。）

- 3 相談窓口の設置について

（1）ハローワーク糸魚川においては、次のような相談を受け付けています。

- ① 被災した事業場における労働者の雇用維持等に関すること。
- ② 被災した事業場の労働者に対する雇用保険失業給付の支給に関すること。
- ③ 火災の影響により離職した労働者に対する職業紹介に関すること。

【問い合わせ先 ハローワーク糸魚川：025-552-0333】

（2）上越労働基準監督署においては、次のような相談を受け付けています。

火災の影響に関連した賃金・解雇等労働条件、安全衛生、労災補償に関すること。

【問い合わせ先 上越労働基準監督署：025-524-2111】

（3）その他

いずれも相談時間は、平日の 8 時 30 分～17 時 15 分（12/29～1/3 は除く）

雇用保険失業給付の特例措置について

糸魚川市における大規模火災により、平成 28 年 12 月 22 日に災害救助法が適用されたことに伴い、新潟労働局では、雇用保険失業給付の支給に関して、以下の特例措置を設けました。

【雇用保険受給者の失業の認定日の取扱いについて】

雇用保険失業給付を受給している方が、火災の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出ください。

【雇用保険失業給付の特例措置について】

1 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特例措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける糸魚川市に所在する事業所に雇用される方(注①)で、事業所が被災し、やむを得ず休業(注②)することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

(注①：雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。)

(注②：災害により直接被害を受け休業した場合は対象となります。)

3 制度利用にあたっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

問い合わせ先

この制度内容や手続きなど詳しいことは、ハローワーク糸魚川または新潟労働局職業安定課にお問い合わせください。

ハローワーク糸魚川 : Tel 025-552-0333

新潟労働局職業安定課 : Tel 025-288-3507